

事業系ごみの分け方・出し方

もやせるごみ (緑文字指定袋)	資源ごみ (青文字指定袋)	資源ごみ (だいたい文字指定袋)	水銀含有ごみ
生ごみ ※注意点: 水切りを十分に 行ってください。 紙くず・衣類 ※注意点: 資源回収に ご協力ください。 木・竹類 履物 バッグ・皮製品 灰(豆炭・ストーブ等の灰)・ペットの砂	飲料・食料品びん及び化粧品びん びんは3色に分別 ①無色のびん ②茶色のびん ③その他の色びん 飲料・食料品の缶 ※注意点 びん・缶の中を洗浄して出してください。キャップ・栓・ふたはもやせないごみになります。	ペットボトル (リサイクルできるペットボトル) 飲料用・酒類用・しょうゆ用 ※注意点 洗浄し、キャップとラベルは取り除いて もやせるごみに出してください。容器本体に ♻のマークが付いているものに限りです。 店頭回収又は資源回収 段ボール・ 新聞紙・雑誌 ※縛ってください。 びん類 白色トレイ 衣類 ※注意点: びんは取扱販売店へ・古紙・衣類は 資源回収業者に依頼してください。	蛍光管(直管・丸管) 水銀体温計・温度計・血圧計 電球形蛍光ランプ類 電球形蛍光ランプ・コンパクト形蛍光ランプ・水銀 ランプ等の廃蛍光管 ※注意点 点灯管・電球類は、もやせないごみになります。 乾電池 リサイクル対象品目 エアコン・テレビ・ 冷蔵庫・冷凍庫・ 洗濯機・衣類乾燥機 法律でリサイクルが義務付けられて います。購入した電器店・日本 通運(株)山形支店山形物流事業所 (023-686-4385) へ相談して ください。 冷蔵庫 液晶・プラズマテレビ 衣類乾燥機 洗濯機 パソコン 法律により 製造メーカー等での リサイクルが 義務付けられています。
粗大ごみ		処理できないもの 医療廃棄物・農薬・農業機械・廃油・ 廃液・ガスボンベ・バッテリー・ タイヤ・バイク・土砂・家屋解体材・ 塗料・樹木(直径20センチを超えるもの) ※販売店・専門業者に依頼してください。	

直接搬入の場合は、分別ルールを守り搬入してください。
 事業系のごみは集積所へ出すことができません。(直接搬入するか、又は許可業者へ処理を依頼してください。)
 事業系のごみのプラスチック及び金属類は産業廃棄物となりますので、産業廃棄物処理業者へ依頼してください。

直接搬入についての問い合わせ先

寒河江地区クリーンセンター
 ☎84-4225

搬入時間帯

月曜から
金曜まで

午前 8時30分～11時30分
 午後 1時00分～ 4時00分

(祝日・年末
年始の休日
を除く)